

《 船員社会ニュース 》

◆ 改正漁業法について⑬

水産部

-改正漁業法施行後の現状-

改正漁業法が施行されて約1年、改正漁業法で創設されたMSYベースの資源管理がマサバおよびゴマサバ、ズワイガニ、マアジ、マイワシ、スケトウダラといった魚種(令和3年8月時点。なお、この中でも系群や漁業種類によってはMSYベースでないものもある)で実施されるなど徐々に改正漁業法に基づく運用が始まっている。

こうした中、水産庁が定めた「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」では、令和5年度までに資源評価対象魚種を200種程度まで拡大することや漁獲量ベースで8割をTAC管理すること、TAC対象魚種を漁獲する大臣許可漁業を原則IQ管理とすることなどを目指している。また、TAC管理の拡大について水産庁は「TAC魚種拡大に向けたスケジュール」の中で、漁獲量の多い非TAC対象魚種でMSYベースでの資源評価に近い将来実施される予定の魚種(カタクチイワシ、ブリ、ウルメイワシ、マダラ、カレイ類など)について令和5年度を目途にTAC化していきたいと具体的目標を掲げている。

IQ管理に関しても従来からIQ管理が実施されてきたミナミマグロ、大西洋クロマグロ、サバ類(大中型まき網漁業の一部)などに加え、近海まぐろ延縄漁船で採捕するクロマグロや大中型まき網漁船で採捕するクロマグロ(一部海域)のIQ制度が令和4管理年度から実施される(近海まぐろ延縄漁船のIQは1月から実施)。

「海員だより」